

## 資料

連続講演 現代フランス憲法の課題——憲法裁判・憲法改正・表現の自由の限界——  
フランス法における歴史修正主義と憎悪表現

トマ・オックマン

山元 一／監訳

橋爪 英 輔／訳

### 1 奇妙にも消えてしまった歴史修正主義

フランス議会は目下《インターネット上の憎悪》対策法律を審議している。TwitterやFacebookのようなオンライン・プラットフォーム事業者に対し、一部の刑罰規定、その中でも人種差別的憎悪の扇動やテロ行為ないし人道に対する罪の賛美を処罰する規定に違反する内容の削除を義務づけることが、その目的である。

その反面、この法律は歴史修正主義的表現、すなわち人道に対する罪の存在を否定する言葉について言及していな

い。そのことは驚くべきことである。というのは、フランスではしばしば歴史修正主義が憎悪表現のオーソドックスな形態の一つであると考えられてきたからである。この奇妙とも思える、「法案から歴史修正主義的表現が」消えていることは、どのように説明すべきであろうか。

司法大臣やこの法律の提案者である国民議会議員によれば、その理由はインターネット上の憎悪対策のメカニズムの特殊性に結びついている。すなわち、インターネットプラットフォームに極めて迅速に行動するように要求することが必要である。プラットフォームは二四時間以内に違法な内容を削除しなければならないようになる。プラット

フォームがこの任務の達成を可能にするために、削除義務は明白に違法な表現のみを対象とする。ところが、それらの政治家たちによれば、歴史修正主義の処罰は常に「評価 (appréciation)」や「文脈化 (contextualisation)」を前提とする。歴史修正主義の主張は決して誰の目からも明らかであるわけではない。そうだとすれば、歴史修正的の言葉を用いて識別することは、例えば、人道に対する罪の賛美よりも複雑になる、とされるのである。

この議論は説得的でない。あらゆる表現の自由の制約はハードケースに出会うこともあれば、それにくらべれば容易なケースに出会うこともありうる。ある主張が明白にユダヤ人を対象とし、あるいはまた、「シオニスト (Sionistes)」を対象にしており、文脈によってはイスラエル政府の (是認されうる) 批判となったり、反ユダヤの憎悪への (罰せられるべき) 扇動となったりする。同様に、ある発言が明白に歴史修正主義的であったり (「アウシュヴィッツではシラミシカ毒ガスで殺されなかった」)、少し入念な分析を必要とするものもあったりする (たとえば、歴史修正主義の中心人物であるロベール・フォリソン (Robert Faurisson) を参照して、「私はフォリソンが正しいとは言っていない、しかし……」) と主張すること)。歴

史修正主義が明白ではない実例は決して存在しないのだ、という議論は不正確である。

しかしながら、国民議会議員や大臣が、歴史修正主義にかかわる犯罪が適用に関する特有の問題を引き起こすことを認めたのは、間違いではなかった。ただ、その難点は議会の審議の際に言及されていない別の理由に基づいている。フランス法で歴史修正主義による軽罪は今日極めて広汎であり、その輪郭は十分に定義されていない。どのようにしてそのような状況に至ったかを理解するためには、フランスで歴史修正主義を厳しく規制してきた歴史を語る必要がある。

最初の特別法は一九九〇年に可決された。

## 2 ゲッソー法 (一九九〇年)

ナチスによって犯された人道に対する罪の存在への疑いは第二次世界大戦の終わりから、ポール・ラッシニエ (Paul Rassinier) やバルザックの専門家・極右活動家であり、国土解放の際に銃殺された対独協力者の著述家であるロベール・ブラジャック (Robert Brasillach) の義理の兄弟でもあるモーリス・バルデーシュ (Maurice Bardeche)

のような著述家とともに現れた。しかし、ユダヤ人に対するジェノサイド懷疑論が興隆したのは一九七〇年の終わりである。

これらの著述家に対して有罪判決が宣告されたとしても、さまざまなファクターによって、歴史修正主義に対する特別法が採択されるにいたった（歴史修正主義という言葉は、フランス史学者ヘンリー・ルソン (Henry Rousso) が一九八七年に公開された著作で用いた表現に由来する、とされる）。

第一に、現行法が十分でないという懸念があった。一九七二年以降、法律は侮辱、名誉毀損や憎悪の扇動について、その発言が個人を狙いとして、特定の国や宗教、あるいはまた「人種」への帰属を理由としたものであった場合に処罰することを可能にしていた。しかしながら、明示的にユダヤ人を攻撃することなしに、ホロコースト (Shoah) を否定するに「とどまる」表現は、この法律の適用を免れることができる、と考えられていた。ユダヤ人が捏造したと非難することなくジェノサイドの存在を否定する表現を、どのように処罰できるのであろうか？

第二に、いくつつかの反ユダヤ主義デモ——とりわけカルパントラのユダヤ人墓地の墳墓盗掘——に特徴づけられる

文脈において、議会はおそらく象徴的意義を有する決定を望んでいた。明示的に歴史修正主義に反対する意思が一部の議員を駆り立てたのである。ある元老院議員が説明したように、歴史修正主義の主張については、「それ自体として」制裁を加えることが必要である、とされたのである。

それ故に、一九九〇年夏に議会は、いわゆる「ゲッソー (Gayssot) 法」——ゲッソーは法律案を提出した国民議会議員の名前である——を可決した。この法律は古くからある一八八一年のプレスについての法律に、ナチスやその共犯者によって犯された人道に対する罪の存在を否定することを処罰する第二四条の二を挿入した。

この法律が立ち向かうことを目指したのはある一つの現象、すなわちホロコーストの否定である。したがって、この法律はこの人道に対する罪の存在の否定にしか適用されないのである。しかしながら、瞬く間に歴史修正主義の拡大の問題が生じることになった。

### 3 歴史修正主義に関する罪の拡大問題とその憲法的枠組

ホロコーストは、歴史修正主義に関する罪が対象として

いる唯一の人道に対する罪ではない。そもそも歴史修正主義はジェノサイドと不可分であり、ジェノサイド犯罪は常に何らかの隠蔽が伴い、常に何らかの否定を伴うと断言する、一部の論者が存在している。

ゲッソー法の制定以降、他の犯罪、とりわけアルメニア人に対するジェノサイドへ拡大しようとする声が聞こえるようになった。私はそれが日本で有名な問題であるかはわからない。第一次世界大戦中、特に一九一五年、オスマン帝国においてアルメニア人の大量殺戮が発生した。このジェノサイドは常にトルコ政府によって否定されてきた。多くのアルメニア人が暮らしているフランスでは、極めて敏感な問題となっている。

歴史修正主義に関する罪を拡大するという問題は、もっぱら理論的に考えると、二つの方向性がありうる。一つは誤った方向性である。それはつまり歴史否定の表現ではなく否定される犯罪の性質を根拠にして考えを押し進めていくものである。この場合援用されるのは、平等原則であるつまり、あるジェノサイドの否定が禁止されるならば、あらゆるジェノサイドの否定が禁止されなければならない、と。

次のように論じられることになる。第一に、ユダヤ人は

ジェノサイドの犠牲者であったのであり、その否定はフランスで禁止されている。第二に、アルメニア人はジェノサイドの犠牲者であった。結論として、フランスでこのジェノサイドの否定は禁止されるべきである、と。

このような考え方に従えば、歴史修正主義的行為の処罰は、ジェノサイドが現実に行われたことの結果を意味することになる。ある「ジェノサイド」犯罪の否定行為を禁止し、他の「ジェノサイド」犯罪の否定行為を禁止しないことは、結局後者の存在を疑うことに等しく、あるいは少なくとも前者よりもさほど重要でないと考えることに等しいことになる。

この論法は誤謬に基づくものである。歴史修正主義の禁止を正当化するものは、否定される犯罪の存在ではなく、その否定のもたらす危険である。言い換えると、歴史修正主義はそれが誤りであるから禁止されるのではなく、それが有害であるから禁止されるのである。

やはり、歴史修正主義に関する罪の拡大を検討するには、別の方向性、すなわち憲法によって示された方向性を辿らねばならない。一七八九年の人および市民の諸権利の宣言はフランスでは憲法的価値をもつが、そのいくつかの規定によって、表現の自由はその行使が有害と思われるときは

制約しうる、と定められている。

第一〇条は「何人もその意見の表明が法律で定める公の秩序を乱さない限りで、それが宗教的なものであると、その意見について不安をもたれることがあつてはならない」ことを保障する。第一一条は「すべての市民は、法律で定める場合にその自由の乱用について責任を負うほかは、自由に話し、自由に書き、自由に出版することができる」と示している。より一般的には、第四条が「自由は他者を害することのないすべてのことをなしうることである」と示す一方で、第五条により法律は「社会にとつて有害な行為のみを禁ずること」ができる。

憲法院は、その行使が「公の秩序を損ない、第三者の権利を害する」場合にのみ表現の自由が制約されうると判断したことで、これらの規定をさらに明確にした。

このように、憲法的な観点からは、歴史修正主義に関する罪の拡大の問題はかなり単純である。他の人道に対する罪の否定が憎悪表現と共通点をもつかどうか、その否定行為が、禁止を正当化するために十分に有害な影響を発するかどうかについて、判断する必要がある。

しかし、そして驚くべきことと思われるが、フランスで

は決してこの角度からこの問題が取り扱われていない。むしろ第一の方向性に属する議論をめぐって行われ、歴史修正主義的表現ではなく否定された犯罪の性質に関心が集中している。

#### 4 バダンテール・ドクトリン

二〇〇一年、議会は「一九一五年のアルメニア人に対するジェノサイドを公式に承認する」法律を議決した。しかしながら、この法律は単に確信的なものである。法律はいかなる規範も定立せず、とりわけアルメニア人に対するジェノサイドを否定することを禁止していない。

その一〇年後、議会の多数派はアルメニア人に対するジェノサイド否定発言を刑罰で禁止するように望んだ。しかしながら、議会は、このような表現を名指しして禁止するのではなく、「法律によつて認定されたジェノサイドの存在の否定」を禁止することによつて、洗練された立法技術を示そうとした。この無益なごまかしは、以後の議論のありようを規定する反応を引き起こすことになる。

二〇一二年一月、まさしく元老院で法案が討議される前に、ロベール・バダンテール (Robert Badinter) がル・

モンド誌に寄稿した。おそらく皆さんもご存知のように、ロベール・バダンテールはフランスにおける極めて重要な人物である。彼はヴァイシー政権の反ユダヤ的迫害から生還したが、彼の父親は同政権によって逮捕され、強制収容所で死を迎えた。彼はまず弁護士となり後に司法大臣となつて、死刑の廃止を成し遂げた。とりわけ彼は憲法院院長をつとめた。要するに、彼は、卓越した発言力を有する。ル・モンドに掲載された彼の文章は、一定の影響力をもつた。元老院議員の一部が議会で審議の際、彼の言葉を振りかざしたのであつた。

この寄稿文のタイトルは、「議会は裁判所でない」である。バダンテールの説明によれば、ユダヤ人に対するジェノサイドとアルメニア人に対するジェノサイドの本質的な差異は、前者についてのみ国際裁判所によって下された判決が存在していることにある。ニュルンベルクでの裁判においてはアルメニア人に対するジェノサイドはまったく審理の対象とならなかつた。しかるに、立法院は裁判官の代わりとなることはできず、アルメニア人に対するジェノサイドの存在を「宣言 (proclamation)」することもできない。憲法、特に権力分立原則は立法院にジェノサイドの認定を禁止している、と云うのである。

ロベール・バダンテールの文章を詳細に分析する余裕は私にはないが、そこに憲法のいかなる説得的な議論も存在していないのである。例えば、裁判官の権限の侵奪 (という主張) は斥けられなければならない。アルメニア人に対するジェノサイドの存在を否定することを禁止したからといって、ジェノサイドの罪に問われた者に有罪判決を下すことができるわけではない。このような禁止は、単に特定の発言を公然と為した者を処罰することを可能にしているだけである。個別の事例において、公訴事実となる表現を審理し、刑罰の要件を満たしているかを確認し、その場合には個人に対し刑罰を宣告することは、裁判官の権限に帰属する。立法院は裁判官の権限をいっさい「侵害」していない。立法院は、いかなるアルメニア人の徹底的な大量殺戮も一九一五年にオスマン帝国内で行われていない、と主張することを禁止する。これに対して裁判官は訴追された個人がそのようなメッセージを拡散したかについて、審理する。

歴史修正主義的行為の処罰について評価するために必要な基準は、歴史的事実の否定に関する罪にして裁判所の判決の存在するか否かである、とする考え方を憲法によって

正当化することは不可能である。その上、多くの国において、そのような基準は採用されていない。フランスはニュルンベルク裁判を参照してホロコーストの否定を規定した数少ない国の一つである。例えばドイツはそうではない。裁判によって認定された犯罪の場合にのみ歴史修正主義に関する罪を規定しようとするフランスにおける憲法論の特殊性について、誰もうまく説明できていない。

憲法院もまたそのような要請を憲法中に確認するに至ってはいいない。しかし、憲法院は、実際には他の要件を根拠にしているのであるが、いくつかの判決において、そのような要件で正当化されていると受けとめられるように、うまくほのめかしてきたのである。

## 5 憲法院の二枚舌

アルメニア人に対するジェノサイドに関する二〇一二年法は、議会による最終的な採決の後に憲法院に付託され、憲法院はこの法律を違憲と判断した。法律によって認定されたジェノサイドの否定を禁止し、この法律と、アルメニア人に対するジェノサイドを認定する法律とを組み合わせることによってある一つの規範が生み出された。それは、

アルメニア人に対するジェノサイドの否定の禁止である。憲法院はこのような表現が公の秩序および他者の権利にとって十分に危険なものであるかどうかを審査すべきであった。しかし、憲法院はいかなる理由付けも行っていない。

それどころか憲法院は極めて凝りすぎの、そして矛盾を含んだ論理構成を採用し、この判決を憲法院がこれまでに下した判決のうち、最悪のものの一つとしてしまっている。その論理は、以下のように構成されている。

1) 法律は規範的でなければならぬ。つまり、法律は行為を禁止、許可、または命令するものでなければならぬ。

2) ジェノサイドを認定するにとどまる法律は、これらのうちのいずれを行うものでもない。したがって、この法律は規範的でない。

3) 付託された法律は「法律によって認定された」ジェノサイドの否定を禁止している。したがって、当該法律は、法律がジェノサイドを認定すること、言い換えれば規範的でない法律の制定という違憲の行為を行うことを意味する。

この論証は説得的ではない。憲法院が付託を受けた法律は、明確に規範的である。つまり、刑事制裁の危険を冒して何かを発言することを禁止している。かりにジェノサイドを承認するに留まる法律が規範性を欠いているとするなら、この瑕疵は、新たな法律を制定して処罰を行いさえすれば、治癒されることになろう。憲法院のように、表現の自由の制限の違憲性を指摘するために規範性の欠如を援用することは、矛盾している。

しかし、その不合理性にもかかわらず、この論証が判決の唯一の根拠なのである。憲法院が立法院に対して、立法院自らがジェノサイドを「そのようなものとして認定し、位置づけた」ことについて非難するならば、それはただ法律における規範性の要請のゆえに、である。決して憲法院は裁判官の役割を侵奪していることや、歴史について立場を明らかにすることに対する立法院の無権限について言及しているわけではない。このような議論が実際には憲法院に付託した国民議会議員たちによって提起されていたにもかかわらず、この点に関して憲法院が沈黙したことは、法的にそれらを論拠付けることの困難さを明らかにしている。いずれにせよ、この判決が矛盾を孕んでいることが、その力を生み出している。憲法院の論証はあまりに不合理な

ので、判決を別な形で説明せざるを得ない。憲法院の論法に従えば、議会が自ら認定したジェノサイドの否定行為を処罰することができないのは、おそらく、憲法に従い、裁判所によって明らかにされた犯罪の否定行為のみを刑罰の対象としうるからである。もう一度繰り返すが、憲法院の判決は、このような主張を全く正当化してはいない。しかしながら、憲法院は自ら判決の正当化の機会を得るや否や、自ら誤解を解消するよりむしろそれを強めてしまっている。

一九九〇年の時点において、おそらく政治状況のゆえに、ゲッソー法を憲法院に付託するための要件を充足する国民議会議員六〇名または元老院議員六〇名はいなかった。憲法院が態度を明らかにする機会を得たのはようやく二〇一六年のことであり、合憲性優先問題に基づく判断であった。アルメニア人に対するジェノサイドの闇がこの事件に及んでいた。つまり、破毀院が憲法院への付託を決定したのは平等原則の侵害という理由であり、一九一五年のジェノサイドの犠牲者の子孫たちが、歴史修正主義に関する罪の拡大に賛成して弁論するために手続への参加が認められたのである。

二〇一六年一月に下された憲法院判決〔訳注：Decision



n° 2015-512 QPC du 8 janvier 2016〕は、ホロコースト否定発言の有害性を検討している点で、部分的には憲法論を展開した。憲法院は、規制対象となっている行為は人種差別的で危険な言説に相当するのであるから、その禁止は憲法上許容される、と判断した。その上、ナチスやその共犯者によって犯された人道に対する罪の否定に処罰を限定しているからといって、平等に対するいかなる侵害も生じるとはいえない。したがって、一般論として、すべての人道に対する罪の否定が必然的に相互に類似した意味や効果をもつとは考えられない。

しかしながら、憲法院は、上記の十分に満足しうる論証にとどまらずに、むしろ自らの判決に二〇一二年判決の誤解をさらに強化することになる判決理由を付け加えたのである。憲法院は、繰り返し（一八八一年のプレスに関する法律の）第二四条の二によって否定の禁止される犯罪が、裁判による有罪判決の対象となったという事実こだわっている。このような指摘はどれほど適切なのだろうか。結局のところ、憲法院は、二〇一二年の判決で既に宣言したように、立法府が裁判所によって明らかにされていないジェノサイドの否定発言を禁止する権限がないことを言明しているのだろうか。

いや少しも言明していない。裁判による認定の基準は、発言の有害性との関係で憲法院の論証の中に挿入されている。裁判による有罪判決の存在は、憎悪表現と同様に歴史修正主義の解釈に結論を導くことを可能にする一つの要素である。憲法院はそのことを明示的に言及していないが、「フランスの裁判所またはフランスによって承認された国際裁判所の判決によって人道に対する罪と認定された事実の否定」と「その他の裁判所または法律によって人道に対する罪の認定された事実の否定」の区別が人種差別対策として規定されたゲッソー法の対象と関連していることを明示している（訳注…判決理由10）。したがって裁判所による犯罪の認定は、ジェノサイド否定発言の人種差別的 성격の判定において役割を果たしていることになる。

この論証は全く説得的ではない。裁判所によって明らかにされた犯罪についての否定発言が憎悪の扇動と類似していないということは、ほとんどあきらかである。逆に、一般論として、一度も裁判されていない犯罪の否定発言が有害な影響を増長させる可能性を斥ける、とするいかなる理由も存在しない。犯罪が裁判所によって認定されたという事実と、その否定が現代社会において損害をもたらすような結果を生じさせるといふ事実との間に、いかなる論理関

係も存在しない。一部の犯罪の否定発言が有害な憎悪表現として位置づけることが可能であるのに対して、他方で、古代に犯された大量殺戮のように、別の犯罪の否定発言はそれと同様の影響力をもたない。それらの違いは、もっぱら社会的文脈によって判断されるべきである。否定された犯罪の有罪判決が存在するかどうかには、全く左右されない。

憲法院は、歴史修正主義的行為の処罰の可能性がこのような基準に依拠することを示唆したために、立法府は、憲法院の言うことを鵜呑みにしてしまった。

二〇一六年一二月に、議会は「ガラクタ箱 (fourre-tout) なし」[寄せ集め (pot-pourri)] の法律、実際には美しく「平等および市民権」と名付けられた法律を制定した [訳注 : LOI n° 2017-86 du 27 janvier 2017 relative à l'égalité et à la citoyenneté]。政府の修正による第一七三條は、一八八一年七月二九日法律第二四條の二に複数の項を追加するものであるが、その目的は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪または奴隷化ないし奴隷化された者からの搾取の罪を誇張的な方法で否定 (nier)、過小評価 (minorer) または取るに足らないものとした

(banaliser) 者が処罰されるようにすることであった。発言は、以下の二つの場合のみ処罰されるべきである、とされた。つまり、その犯罪が裁判による有罪判決を受けた場合か、その表現が暴力または憎悪の扇動に相当する場合である。<sup>(1)</sup>このように、単純な歴史修正主義はその犯罪が裁判によって確定した場合に禁止され、それ以外のケースにおいては、ただ憎悪の扇動に相当すると「認定された」歴史修正主義のみが、その対象となるのである。

このような第二四條の二の改正は明らかに二〇一六年一月八日判決から着想を得ていた。裁判所の認定の対象となっていない犯罪に対する否定行為については、法律によって有害性の証明が要求され、他方で裁判所の確定した犯罪に対する否定発言については「有害性が」推定されているように思われる。このような憲法院判決の影響下でなされた法律改正は、これまで暗示にとどまっていた憲法院の理由付けに憲法院自身を直面させたのである。しかし、憲法院は、正面から取り上げるところか二〇一七年一月二六日の判決において婉曲的にそれらを強化する新たな方法を見出した。憲法院は沈黙することで行うのと同様のことを、語ることによって行っている。

この法律を公布する前に付託を受けた憲法院は、この規定の一部を職権で審査した〔訳注：Decision n° 2016-745 DC du 26 janvier 2017〕。憲法院は、憎悪の扇動を構成する歴史修正主義的行為の処罰は、既に一八八一年七月二九日法律二四条が憎悪や人種差別的暴力の教唆を刑罰の対象としているという理由で憲法に違反すると判断した。ところが次に憲法院は、この検討の根拠に関して審査された法律について、まるでこの法律がこのような憎悪扇動の基準を含んでいないかのように語る。だからこそ、憲法院は、その分析を以下のように結論することができたのである。

「以上のことから、すでに裁判所の有罪判決の対象となっていない犯罪に対する否定、過小評価ないし取るに足らないものとするを罰すること、立法府は必要性も比例性もない表現の自由の行使の侵害をしている。したがって第一七三条二号最終段落は憲法に違反する」

おそらく、憲法院の判旨のこの一節のみが記憶にとどめられているのだろう。立法府が裁判所の有罪判決の対象となっていない犯罪に対する否定行為を処罰しているから、表現の自由を侵害しているのだ、と断言された。しかしな

がら、憲法院はこの判決において、憎悪教唆罪とこの法律が処罰しようとする行為が同一の行為を対象としているという理由で、違憲判断を正当化している。憲法院は、否定される犯罪であるジェノサイドに対する裁判所による先立つ有罪判決をどこにも要求していない。しかし、本判決の絶えず引用される最後のフレーズは、巧妙に正反対の印象を広める。裁判所による認定が存在していないことが、まるで法律の違憲性を直接根拠付けるかのように強調されているのである。

憲法院の目的は、明らかに次のようなメッセージを出すことにあると思われる。すなわち、アルメニア人に対するジェノサイドの否定行為を処罰することは、それが裁判所によって有罪判決の対象となっていなかったことを理由に排斥される。しかし、憲法院が同時に、すべての犯罪の否定、過小評価ないし取るに足らないものとすることを処罰する第二四条の二に挿入された他の新しい規制について、それらがフランスの裁判所または国際裁判所による有罪判決の対象となるや否や違憲であるとしたとしたら、このような理由づけはいささか苦しいものになってしまったであろう。しかしながら、この規定は非常に問題の多いものである。表現の自由はその行使が「公の秩序または第三者の

権利」を侵害する場合のみ制限できるのであるから、この歴史修正主義に関する罪の拡大も、裁判で確定された犯罪のうちの一つの否定行為が、常にこのような有害な影響を増長させると想定することによってしか行うことができない。憲法院が明示的に斥けたのは、まさしくこのような主張である。つまり、これらの犯罪それぞれの否定行為は、必ずしも、「いずれの場合においても」、憎悪または人種差別的暴力の扇動には相当しないのである。したがって憲法院は論理的にはこの規定を違憲とすべきであった。しかし、そのようなことについて何も言及せずに、憲法院は判決を下した。憲法院の示唆に忠実に従った立法院に異論を唱えるのは、難しかったのである。

## 6 新第二四条の二について

憲法院の示唆や部分違憲の結果は、最悪であった。つまり、今日フランスでは、ジェノサイド罪、人道に対する罪、戦争犯罪、奴隷化ないし奴隷化された者への搾取についての犯罪はいかなるものでも、それが司法による有罪判決の対象となるや否や、その犯罪を否定、過小評価あるいは取るに足らないものとすることが禁止される。

表現の自由へのこのような制約は極めて問題であると思われる。

政治的観点からすれば、この制約が思いがけない状況を導く。ずっと前からその処罰が強く望まれていたアルメニア人に対するジェノサイドを唯一の例外として、極めて大量の表現が禁止される。

法的観点からすれば、この制約ははるかに過度広汎であるように思われる。対象となる表現の全体についての処罰が正当化されるほどに、十分に公の秩序や第三者の権利への侵害をしていることは、ほとんど確かではない。

イヴ・テルノン (Yves Ternon) の例を見てほしい。このフランスの医師はアルメニア人に対するジェノサイドに関する研究を世に伝えたことに大きく貢献し、ジェノサイド分野の比較研究のバイオニアの一人である。彼は植民地主義的犯罪や人種差別と一生涯闘ってきた。ところが、最近刊行されたインタビュや手記の中で、イヴ・テルノンはボスニアでのスレブレニツァの大量殺戮はジェノサイドではないと考えている。彼は、それは恐ろしい犯罪ではあるが、女性や子供が救われた以上はジェノサイドではないと考えている。しかし、国際司法裁判所や旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所がスレブレニツァの大量殺戮をジェノサ

イドと認定した以上、イヴ・テルノンの発言は、ロベール・フォリソンの反ユダヤ主義的譫妄と同じ理由で刑事的に非難されるべきではないか！

この事例は、否定行為の処罰の合憲性判断について、裁判所の認定を基準とすることがまったく不合理であることを示している。どのような名目で、一般論として司法判決を批判することが禁止されなければならないのだろうか？

新たな立法によって、およそいかなる戦争犯罪または人道に対する罪を認定するフランス国内または国際裁判所判決によって、フランスでその判決の判断に対して異議を唱えることを直ちに処罰しうることを可能にしてしまう。たとえば、二〇一八年一月に二人のクメール・ルージュの責任者をジェノサイドの罪で有罪としたカンボジア裁判所内の特別部の判決は、フランスでそのジェノサイドの否定行為の処罰という結果をもたらす。歴史修正主義対策はこのようなやり方では十分ではない。所与の社会の内部で危険と判断される明確に定義された発言に対処するためには、それぞれの歴史問題ごとの処罰が検討されなければならない。

私のこの指摘は第二四条の二の他の大きな欠陥にも向けられる。憲法院はコンセイユ・データと同様に裁判所の判決

の存在が法律に正確性を一層与える主張し、あるいは暗示している。この基準は歴史修正主義の禁止の対象となる表現が何であるか、を正確に知ることを可能にする、とされる。しかし、現実の状況はこのような主張が誤っていることを示している。今日、フランスの国内裁判所および国際裁判所によって宣告された有罪判決の対象となった戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド罪、奴隷化または奴隷化された者への搾取の罪のすべてを正確に列挙することはできない。

本法律の非常に複雑なこの特徴によって、歴史修正主義がインターネット上の憎悪対策を狙いとする法律の規制対象とされてこなかった理由を理解することが可能になる。すなわち、私が最初に言及したこの法律は、オンライン・プラットフォーム事業者に対し、明白に違法な内容を二四時間以内に特定して削除することを命じるものである。しかし、明白な方法で否定行為の向けられた事件が確かに裁判所の判決の対象となっていたかどうかについて、Facebook や Twitter が二四時間で特定することは、いかに難しいことは理解されている。

もはや必要なのは、単に否定行為について判断すること

ではなく、フランス国内および国際的な刑事判決に通曉していることになってしまった。したがって、インターネット上の憎悪対策を狙いとする法律が歴史修正主義に関する罪を規制対象としないのは、憲法院の考えを押しつけられたフランス議会のいつもの対処方法の結果である。

立法府は、歴史修正主義的行為を処罰するかどうかを個人的に決定するために、様々な歴史修正主義を別々に検討し、その重要性や有害性を判断するよりもむしろ、裁判によつて有罪判決の対象となった極めて多くの犯罪に対する否定行為をまとめて対象としたのである。それゆえに、フランスで否定行為が禁止されている犯罪の明確な概念を作り出すことは困難であり、このことが、要するに本日私達が見てきたように、歴史修正主義の対策の弱화를招いているのである。

(1) 「一九九八年七月一八日にローマで調印された国際刑事裁判所規程の第六条、第七条および第八条、ならびに、刑事法典第二一一条から第二二四一条、第二二二条、第二二四一条 A から第二二四一条 C および第四六一一条から第四六一一条に規定され、前条第一項に定められたものとは別のジェノサイド罪、別の人道に対する罪、

奴隷化ないし奴隷化された者への搾取の罪を、第二三条に定められたうちの一つの手段により誇張的な方法で否定し、過小評価し、または取るに足らないものとした者は、次のときに、同様の刑に処せられる。

「その犯罪がフランスの裁判所または国際裁判所によつて宣告された有罪判決の理由となったとき、

その犯罪の否定、過小評価、取るに足らないものだとすることが、自称した人種、信条、宗教、門地または国籍をもとに定義される集団やその構成員に対する暴力または憎悪の扇動に相当するとき。」